

なお生活困窮の状況が続いている皆さまへ

— 自立相談支援機関へのご相談と貸付期間の延長のご案内 —

総合支援資金特例貸付を利用し、なおも生活困窮の状況が続く方は、自立相談支援機関へのご相談や継続的な支援を受けることにより、原則3か月までとする貸付期間を延長してご利用できる場合があります。

貸付延長の対象となる方

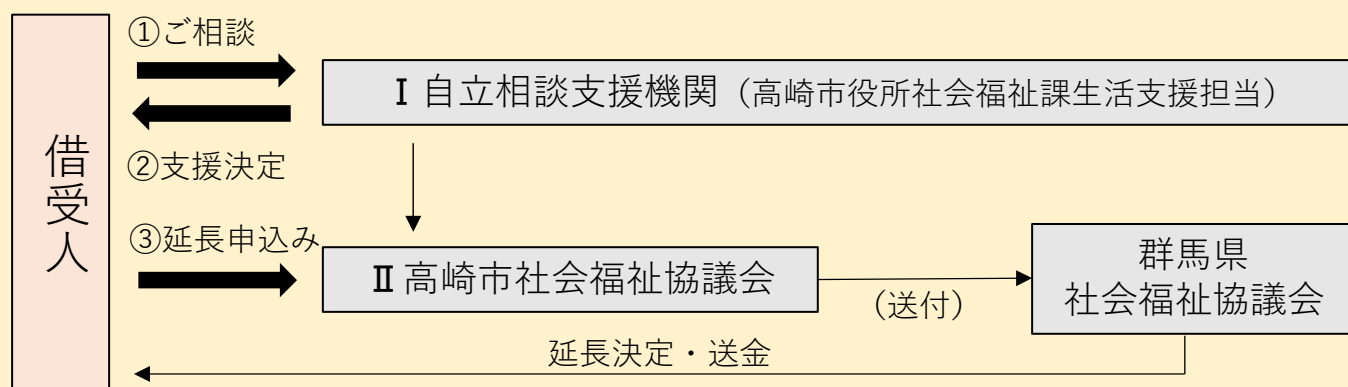
貸付延長の対象となる方は、原則の貸付期間の3月目において、引き続き、新型コロナウイルスの影響による収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯が、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関による支援を受ける場合です。

※ 総合支援資金の特例貸付の初回貸付を受けており、9月までに3月目である貸付期間が到来することが必要となります。

延長貸付 上限額	①単身世帯	15万円以内（月額）×3ヶ月間＝45万円以内
	②2人以上の世帯	20万円以内（月額）×3ヶ月間＝60万円以内
	※1ヶ月ごとの送金になります	

手続きの流れ

総合支援資金の特例貸付の貸付延長に関する手続きの流れです。
まずは、生活困窮者自立相談支援機関にご相談ください。



【問い合わせ】

Ⅰ 自立相談支援機関（相談先）

高崎市役所 社会福祉課 生活支援担当 ☎027-321-1302
高崎市高松町35-1 高崎市役所1階2番窓口

Ⅱ 貸付延長申込先

高崎市社会福祉協議会 ☎027-370-8855
高崎市末広町115-1 高崎市総合福祉センター内